

新宿区高齢者総合相談センター職員向け研修の概要

高齢者総合相談センター職員の資質向上と各センター間の連携を図ることを目的に実施される、新宿区高齢者総合相談センター職員向け研修について、下記のとおり住宅課職員が研修講師として、「高齢者の住宅および支援制度」をテーマに実施した。

記

1 住宅課職員による研修のねらい

高齢者総合相談センターにおける相談内容として、立ち退き等、高齢者の住まいの問題について相談を受けるケースが増えており、その対応能力を高めるため。

2 対象者

区内各高齢者総合相談センター初任者、中堅職員 17 名

3 日時及び会場

令和7年7月14日(月) 10時～12時、区役所本庁舎3階 302会議室

4 内容

項番	内容	講師	資料
1	高齢者の住宅および支援制度について	住宅課職員	机上配布資料 5-1～2
2	高齢者の入所施設について	高齢者支援課職員	—
3	意見交換会	—	—

5 区職員と高齢者総合相談センター職員との意見交換会における意見概要

Q:高齢者から住まいの相談を受けた際に、住み替え相談を案内することが多いが、どのくらいの人が次の住居を見つけられるのか。

A:令和6年度の実績では相談者に占める高齢者(65歳以上)の割合は56.45%で、そのうち紹介状を交付された割合は31.52%。紹介状を交付された人が成約に結びついた割合は調査していない。

Q:身元保証人がいない場合、手続きはどうしたらいいか。

A:連帯保証人がいない場合、保証会社をの利用に代えることができる。最近は契約をする際に保証会社を利用することが多いようである。

ただし、保証会社を利用する際に緊急連絡先は必須となる。

Q:生活保護を申請することはしたくない方で、安価な住宅を探してほしいと頼まれた時の紹介先について。

A:住宅相談時に使用するレインズ(国土交通大臣から指定を受けた不動産流通機構が運営しているコンピューターネットワークシステム)による検索か窓口で生活保護基準以下の物件リストを参考に検索する。